

GDPR の遵守容易化に向けた、ヘルシンキ声明のアップデート –フォーマットの策定状況と、パブリックコンサルテーションの実施–

ヨーロッパ & データ保護ニュースレター

2025 年 11 月 13 日号

執筆者:

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

2025 年 11 月 5 日、欧州データ保護会議は、どのようなテンプレートが有益であるかを理解するべく（プライバシーノーティスと、処理活動の記録が例示されている）、同年 12 月 3 日までの期限でパブリックコンサルテーションを開始した¹。現在、欧州データ保護会議は、同年 7 月 2 日に公表したヘルシンキ声明²（今後、①GDPR 遵守の容易化の促進、②幅広い利害関係者との対話の強化、③データ保護監督当局による適用と執行の一貫性の強化、④新たなデジタル規制の環境下での規制横断的な協力の発展について検討する旨の声明）を受けて、GDPR の遵守を容易にするためにテンプレートの開発を進めており、データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment. DPIA）と、データ侵害の際の当局通知のテンプレートについては、既に検討を進めているとのことである³。

このうち、データ保護影響評価のテンプレートについては、欧州データ保護会議の第 109 回会合において議論がなされている。具体的には、データ保護影響評価は、AI 法 27 条の下でハイリスク AI システムについて導入者（deployer）が実施を求められることのある基本権影響評価（Fundamental Rights Impact Assessment. FRIA）と重なる面がある⁴ため、両者を網羅する共通のテンプレートの検討が進められてきたところ、現状では基本権影響評価のテンプレートの検討の方が進んでいるために、両者は別のテンプレートとして策定することとなった。ただし、相互に補完的、かつ、クロスリファレンスができるものとして準備することが目指されるとともに、採択時期は 2026 年の初旬の見通しとされた⁵。

¹ European Data Protection Board, *Help Make GDPR Compliance Easy for Organisations: What Templates Would Be Helpful for You? Provide Your Feedback* (Nov. 4, 2025), available at https://www.edpb.europa.eu/our-work-tools/documents/public-consultations/2025/help-make-gdpr-compliance-easy-organisations_en.

² European Data Protection Board, *The Helsinki Statement on Enhanced Clarity, Support and Engagement* (Jul. 2, 2025), available at https://www.edpb.europa.eu/system/files/2025-07/edpb-statement-20250702-enhanced-clarity-support-engagement_en_0.pdf.

³ European Data Protection Board, *supra* note 1.

⁴ Hans Graux et al., *Interplay Between the AI Act and the EU Digital Legislative Framework* 34-35 (Oct. 2025), available at [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/778575/ECTI_STU\(2025\)778575_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2025/778575/ECTI_STU(2025)778575_EN.pdf).

⁵ 本パラグラフにつき、European Data Protection Board, *Minutes 109th EDPB Plenary Meeting* (Oct. 7 & 8, 2025) 参照。

GDPR については、Omnibus IV において 30 条の処理記録義務の免除要件の拡大が提案されている⁶ほか、まもなく公表予定の Digital Omnibus (Digital Package)⁷においても、若干の変更が提案される見通しである（もっとも、GDPR 対応の実務やグローバルでの各種施策の実施、そして一部のビジネスの将来に少なからず影響が生じる論点が含まれる見通しである）。その内容についても、提案が公表され次第解説していきたい。

なお、ヘルシンキ声明の内容については[ヨーロッパ & データ保護ニュースレター2025 年 8 月 7 日号](#)を、Omnibus IV における 30 条処理記録義務の免除要件の拡大については[ヨーロッパ & データ保護ニュースレター2025 年 6 月 9 日号](#)及び[ヨーロッパ & データ保護ニュースレター2025 年 8 月 13 日号](#)も、それぞれ参照されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁶ Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2016/1036, (EU) 2016/1037, (EU) 2017/1129, (EU) 2023/1542 and (EU) 2024/573 as Regards the Extension of Certain Mitigating Measures Available for Small and Medium Sized Enterprises to Small Mid-cap Enterprises and Further Simplification Measures, COM (2025) 501 final (May 21, 2025) .

⁷ European Commission, *Call for Evidence Digital Omnibus (Digital Package on Simplification)* , Ref. Ares (2025) 7724296 (Sep.16, 2025) .